

## くろかわコーラスチャリティコンサート開催

黒川郡連合青年団をはじめ、富谷市・黒川郡内のコーラス団体などが歌声を披露します。

チケットの収益金で富谷市・黒川郡内の子ども たちに本を贈りますので、ぜひご来場ください。

- ◆日時 3月24日(日)午後1時
- ◆場所 大和町まほろばホール
- ◆料金 高校生以上 500円中学生以下 無料
- ◆チケット販売 各出演団体(当日券あり)
- ◆主催 黒川郡連合青年団
- ◆問い合わせ先

萩原 ☎090-9428-0124

## 普通救命講習会受講者募集

- **◆日 時** 2月28日 (木)
  - 午後6時30分~9時30分
- ◆場 所 黒川消防署
- ◆講習内容 AEDを用いた普通救命講習
  - (修了証有り) ガイドライン2015に基づく内容で指導
- **◆募集人数** 10名以内(先着順)
- ◆申込期限 2月21日 (木) 午後5時 (平日のみの受付となります)
- ◆申 込 先 黒川消防本部警防課 救急係
  - 煮川月的本部書的味
    ☎345-6888

## 冬山遭難及び雪害被害の防止

#### 【入山される方へ】

- ・登山届は必ず提出しましょう。
- ・安易な入山は避け、十分な準備と慎重な行動を 心掛けましょう。
- ・山スキーも十分な準備と登山届を忘れずに提出しましょう。

#### 【万が一の遭難に備えて】

- ・冬山では、目立つ色の服装を着用しましょう。
- ・予備食、予備の防寒着、携帯電話、予備電池など の非常用品を必ず携行しましょう。
- ・夜間に行動せず、明るくなってから捜索へリコ プターから見えやすい、開けた場所で救助を待 つようにしてください。

#### 【雪害被害の防止】

- ・除雪作業中の転倒、転落事故に注意しましょう。
- ・気象情報を把握し、悪天候時には不要不急の外 出を控えましょう。
- ・食料や懐中電灯などの非常用品を準備しておきましょう。
- ・車両の立ち往生時に備え、防寒着、毛布などを 準備しておきましょう。
- ・立ち往生し車両内で待機する時は、一酸化炭素 中毒防止のため、マフラー付近の除雪を行いま しょう。

#### ◆問い合わせ先

大和警察署地域課內山岳遭難防止対策協議会 大和支部 ☎345-0101

# 仙台北税務署からのお知らせ

#### 平成30年分所得税等の確定申告について

- ◆申告・納税の期限 所得税及び贈与税 3月15日(金)/ 消費税 4月1日(月)
- ◆申告書作成会場 仙台北税務署(仙台市青葉区上杉1-1-1) アズテックミュージアム(仙台市太白区中田町杉ノ下18)
- ◆開設日 2月18日(月)から3月15日(金)までの月~金曜日 2月24日(日)、3月3日(日)
- ◆受付時間 午前9時~午後4時(会場の混雑状況によっては、早目に受付を終了する場合があります。)
- ○国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、申告書を作成し e-Tax で送信できますので、 ぜひご利用ください。
- ○e-Tax の利用手続きは、マイナンバーカードと IC カード読み取り機(カードリーダ等)が無くても、専用の ID・パスワードがあれば利用できるようになりました。 詳しくは税務署にお問い合わせください。

#### 納税は口座振替、還付金の受け取りは口座振込で!

納税には、便利な振替納税をお勧めします。振替納税を希望される方は、納期限までに納税地を所轄する税務署、又は金融機関に「預貯金□座振替依頼書(納付書送付依頼書)」を提出してください。

- ・所得税の納期限 3月15日(金) ※□座振替の場合 4月22日(月)
- ・消費税及び地方消費税の納期限 4月1日(月) ※□座振替の場合 4月24日(水)
- ◆問い合わせ先 仙台北税務署☎222—8121

# 国民年金だより

# 平成31年4月から国民年金保険料の産前産後期間の 免除制度が始まります

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、出産前後の一定期間の 国民年金保険料が免除される制度が始まります。

#### ●国民年金保険料が免除される期間

出産予定日、又は出産日が属する月の前月から4カ月間(以下『産前産後期間』といいます。)の国 民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日、又は出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民健康保 険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

#### ●対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方。

#### ●申請方法

出産予定日の6カ月前から提出可能です。

※ただし、提出できるのは平成31年4月からですので、平成31年4月1日以降に届出を提出いただき、出産日を基準として産前産後期間が決定されます。

3月に出産した場合は、4月分、5月分の保険料が免除となります。

#### ●申 請 先

住民登録している市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口へ申請書を提出してください。

#### ●申請書類

申請書は、提出ができる平成31年4月から年金事務所、又は市(区)役所・町村役場の国民年金の窓口に備え付けます。

また、平成31年4月以降から日本年金機構のホームページからもダウンロードすることができる予定です。

#### 必要書類等

- ・年金番号、又はマイナンバーのわかるもの
- ・印鑑
- ・母子手帳(出産前の届出の場合のみ) ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類 をお持ちください。
- ◆問い合わせ先 仙台北年金事務所(仙台市青葉区宮町4-3-21) ☎224-0891/住民生活課 ☎341-8512

**15** 平成31年2月号 №638